

交通安全かわら版

令和3年11月

茨城県警察本部交通総務課

N.O. 57

～年末の交通事故防止県民運動の実施～

年末の交通事故防止県民運動

期間 令和3年12月1日(水)～12月15日(水)

スローガン 飲むあなた 飲ませたあなた 同じ罪

運動の重点 (1) 子供と高齢者の交通事故防止(特に横断歩行者の保護)

- 今年10月末現在、茨城県内の交通事故死者数
63人の状態別では、歩行者が4割以上の27人で
最も多く、このうち半数以上の14人が道路を横断中でした。
- 横断歩道は歩行者優先です。横断歩行者がいる場合は、必ず停止
しなければなりません。
- 子供や高齢者のそばを通る時は、急な横断等に備え、十分に速度
を落とすなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 歩行者が道路を横断する時は、車の運転者に対して手を
上げる等、渡る意思を表示し、車が停止するのを確認してから渡りましょう。



運動の重点 (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時は早めのライト点灯

- 12月は1年間で最も日没時刻が早まる月です。夕方のライトを点灯目
安時間の16時にはライトを点灯し、対向車や先行車がいない時は、積極
的に上向きライトを活用して、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- 夕方以降に、自転車利用時や歩いて外出する時は、明るい色の服を着
用し、反射材やLEDライト等を体の複数箇所につけましょう。



運動の重点 (3) 飲酒運転の根絶 **茨城は飲酒運転死亡事故多発県**

- 今年10月末現在、茨城県の飲酒運転による死者数は6人で、全国では
ワースト第4位、前年同期に比べて大きく増加しています。
- 飲酒運転を行ったドライバーはもちろん、飲酒運転者への車両
提供者、酒類の提供者、車両の同乗者に対しても、厳しい罰則
が定められています。
- 飲酒運転は、他人の命を脅かす極めて悪質・危険な犯罪です。
- 生活破綻や家庭崩壊等につながる飲酒運転は、絶対禁止です。



12月は日没時刻が年間を通じて最も早く、例年夕暮れ時から夜間にかかる時間帯
の交通事故が多発します。

また、忘年会等飲酒の機会が増えることで、飲酒運転も多発します。

年末に向けて、県民の皆さん一人ひとりが、交通安全について考え、交通ルール
の遵守と交通マナーの向上に取り組むことが、交通事故の防止につながります。

交通事故を1件でも減らすために、ご協力をお願いします。